

停止処分者講習について

1 停止処分者講習とは

停止処分者講習とは、免許の停止又は保留などの行政処分を受けた方に対して行われるものです。この講習を受けると、運転免許の停止処分期間が短縮されます。

2 講習を行う場所

○ 停止処分者講習は、次の場所で実施しています。

実施機関	所在地	電話番号
大分県公安委員会	大分市大字松岡6687番地	097-528-3000

3 種類・短縮日数等・手数料

講習の終わりに、教育改善効果を測定する考査が行われ、その成績により停止処分期間が次のとおり短縮されます。

講習の種類		短縮日数	講習日数	講習時間	手数料
短期講習	30日	20日から29日間	1日	6時間	11,700円
中期講習	60日	24日から30日間	2日	10時間	19,500円
長期講習	90日	35日から45日間	2日	12時間	23,400円
	120日	40日から60日間			
	150日	50日から70日間			
	180日	60日から80日間			

※ 講習は、実車(運転)指導がありますので、運転できる服装が必要です。

※ 講習予定日は、運転免許課から通知します。

4 出頭の指定

行政処分出頭通知書により、出頭日時場所が通知されます。

※ 停止期間中に運転をすると、無免許運転になり、免許が取り消されます。

※ 日本語が理解できない方、又は聴覚障がい者の方は、通訳のできる方の同伴が必要です。

5 講習の内容・時間・手数料

- 運転適性検査の実施と指導
- 自動車等による運転の適正診断と指導
- 運転シミュレーターを使用した講義等
- プロジェクターを使用した講義 など

問い合わせ先

大分県警察本部運転免許課（大分県運転免許センター）講習係

<住所> 大分市大字松岡6687番地

<電話> 097-528-3000

【受講日変更に関する連絡】 行政処分係（内線）702-214

【講習等に関する問い合わせ】 講習係（内線）702-274

<問い合わせ時間> 午前8時30分～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）